

# 甲府市行政改革大綱 (2010~2012)

平成22年3月

甲 府 市

## はじめに

本市では、「第五次甲府市総合計画」を着実に推進するための行政運営の指針として、平成19年3月に「甲府市行政改革大綱(2007～2009)」を策定し、市民の皆さまとの協働による自主・自立した行政の確立、簡素で効率的な行政の実現を目指して行政改革の取り組みを進めてまいりました。

この間においても、地方分権改革の進展や急速な景気後退など社会経済情勢は刻々と変化し、これまで以上に厳しい財政運営が強いられる一方で、市の役割や市行政に対する期待も変化を続け、生活者の視点に立った施策の積極的な展開が大きな課題となっています。

こうした中、市民福祉を維持・向上させていくためには、限られた財源のなかで、引き続き効率的・効果的な行政運営に取り組むとともに、市民の皆さまや事業者など多様な主体との連携による地域活性化に重点を置き、時代の変化に柔軟かつ的確に対応していくことが必要であります。

このことから、「地域力を活かす行政への転換」、「成果を重視し、変化に対し敏感に対応できる行政運営の確立」の2つを柱とする新たな行政改革大綱を策定いたしました。

この大綱は、新たな財源の確保や効率的・効果的な資源配分に努め、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていくとともに、行政情報の積極的な発信に努めるなかで、地域の多様な主体と行政がさらなる信頼関係を築き、地域の特性を活かした自主性と自立性の高い行政運営を目指しております。

大綱の策定にあたり、市民の皆さま並びに「甲府市行政改革を考える市民委員会」からの真摯なご意見をいただいたことに深く感謝申し上げますとともに、今後も、総合計画の都市像の実現に向け、行政改革を着実に推進してまいりますので、皆さまの幅広いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月

甲府市長 宮島 雅展

# 目 次

I 行政改革の基本的な考え方	1
1 行政改革の成果	1
2 行政改革の取組状況	2
3 新たな行政改革大綱策定の必要性	3
4 行政改革の基本姿勢	3
II 行政改革の進め方	5
1 取り組みの期間	5
2 取り組み方法	5
(1) 推進体制	5
(2) 進行管理	5
III 行政改革の基本目標	6
1 地域力を活かす行政への転換	6
(1) 協働によるまちづくり	6
(2) 職員参加型地域おこし	6
2 成果を重視し、変化に対し敏感に対応できる行政運営の確立	7
(1) 市民サービス向上を目指した組織の改革	7
(2) 市民サービス向上を目指した事業の改革	7
(3) 民間活力の活用	8
(4) 持続的な行政運営を支える財政基盤づくり	8
IV 具体的取り組み	9
1 地域力を活かす行政への転換	9
(1) 協働によるまちづくり	9
(2) 職員参加型地域おこし	13
2 成果を重視し、変化に対し敏感に対応できる行政運営の確立	14
(1) 市民サービス向上を目指した組織の改革	14
(2) 市民サービス向上を目指した事業の改革	16
(3) 民間活力の活用	17
(4) 持続的な行政運営を支える財政基盤づくり	18
V 資料	21
1 甲府市の財政状況（歳入・歳出）	21

# I 行政改革の基本的な考え方

本市では、質の高い行政サービスを提供するため、行政改革に積極的に取り組んできました。しかし、地方分権改革の進展や経済環境の悪化など、本市を取り巻く社会環境が大きく変化しています。このため、従来以上に積極的に即効性の高い行政改革の取組が必要となっています。

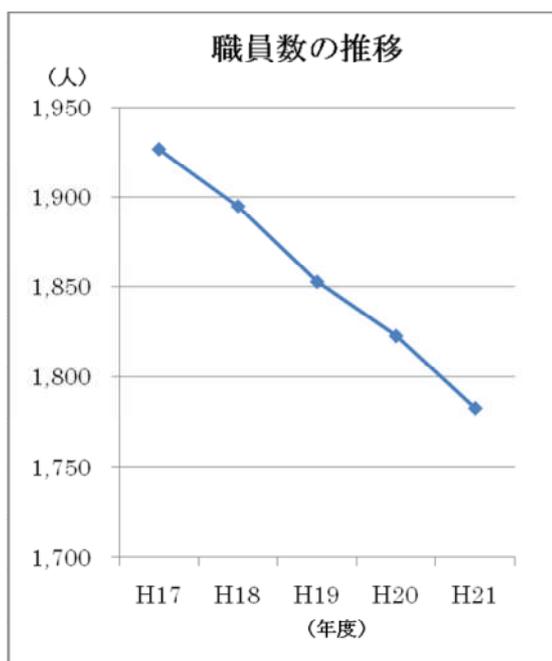
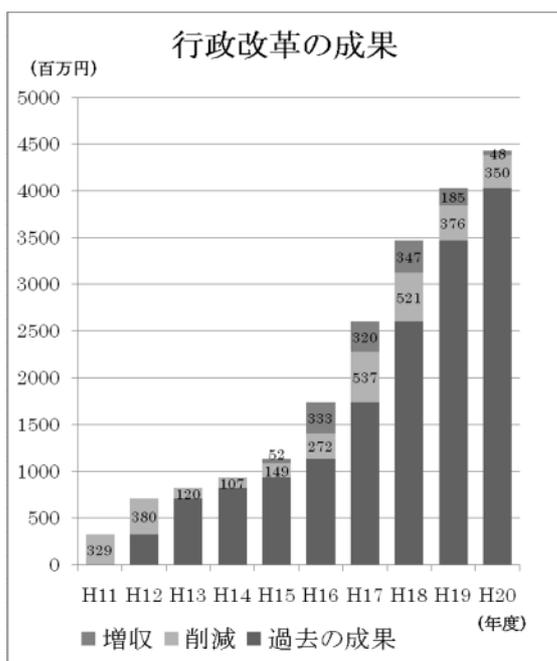
本大綱は、「第五次甲府市総合計画」<sup>※1</sup>における都市像の実現に向けた施策・事業を積極的に展開するために不可欠となる、健全でより強固な行財政基盤の確立に向けて、本市が取り組むべき改革の方向性を示すものです。

## 1 行政改革の成果

本市では、昭和41年に抜本的な組織改革に着手して以来、「最小の経費で最大の効果」をあげるといふ理念のもと、行政サービスの質を低下させることなくコストを削減するため、その時々々の社会・経済環境の変化に対応した「甲府市行政改革大綱」や「こうふ集中改革プラン」<sup>※2</sup>に基づき、不断の改革に取り組み行財政運営の健全化を維持してきました。

平成10年度から20年度末までに、約31億円の経費を削減するとともに、約13億円の増収の効果をあげています。

また、平成21年4月現在、平成17年度に比べ、職員数も約7.5%、144人減少しています。



※1 平成18年6月に策定した市の行政運営の指針。(取組期間:平成18~27年度)

目指す都市像は「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」。

※2 平成17年度策定した、行政管理分野を中心とした集中的かつ重点的に取り組む項目を明示した計画。

## 2 行政改革の取組状況

年度	取組	主な取組内容
昭和41年度	第一次組織改革	*管理課設置、窓口事務の集中化
昭和42年度	第二次組織改革	*調整会議の制度化、流動制度の導入
昭和48年度	第三次組織改善	*参事制度の導入
昭和55年度	総合調整機能の確立	
昭和56年度	「行財政対策委員会」設置	
昭和60年度	自主的行政改革の推進  「行政改革推進甲府市民会議」、 「甲府市情報公開懇話会」、「甲府 市行財政効率化推進委員会」、「地 方行財政対策に関する調査特別委 員会」設置	*組織機構の整備 *流動体制による定数増の抑制 *人事管理制度の見直し *情報公開制度の推進 *業務民間委託化への基本的考え方の 集約 *事務処理の電算化・OA化の推進 *専門主幹制度の導入
平成6年度	甲府市自主的行政改革の実施 (平成6～12年度)  ※「甲府市新行政改革大綱」へ取込み	*事務処理システムの改善 *事務事業の見直し 平成7年度(288項目) 平成9年度(179項目)
平成10年度	「甲府市新行政改革大綱」 (平成10～14年度)	*公共工事コスト削減 *特殊勤務手当の見直し
平成15年度	「甲府市行政改革大綱(2003～ 2006)」	*こうふ市民意見提出制度 <sup>※3</sup> の導入 *ごみ収集業務の民間委託 *指定管理者制度 <sup>※4</sup> の導入
平成17年度	「こうふ集中改革プラン」 (平成17～21年度)	*定員管理・給与の適正化 *第三セクター <sup>※5</sup> の見直し
平成19年度	「甲府市行政改革大綱(2007～ 2009)」	*広告事業の導入 *自治基本条例 <sup>※6</sup> の制定 *指定ごみ袋の導入

※3 市民の生活に広く影響を及ぼすような基本的な計画や条例などを市が作ろうとするときに、その案を公表し、「案」に対する市民の意見や情報を得、その意見等を考慮して最終的な市の意思決定を行う制度。

※4 公の施設(体育施設、福祉施設、観光施設等)の管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的とした制度。

※5 地方自治体又は国と民間企業との共同出資により設立された法人。

※6 まちづくりのための基本となる理念や原則、市民、市議会、行政それぞれの役割、市民参加のしくみなどを定めた市の最高規範。市では、この条例を市民・市議会・行政が共有することによって、一層の自主自立のまちづくりを推進することを目指している。

### 3 新たな行政改革大綱策定の必要性

本市の財政状況は、三位一体の改革<sup>※7</sup>による国庫補助負担金<sup>※8</sup>や地方交付税<sup>※9</sup>の大幅削減などの構造改革の影響、高齢化や世界的な経済不況下での雇用不安等による社会保障費関連の行政需要の増大、さらには、少子化の進行による生産人口の減少等を要因とする税収減が見込まれ、今後も厳しい行財政運営が続くことが予想されます。

また、税制改革や地方分権改革<sup>※10</sup>の一層の進展により、基礎自治体として自立した行財政運営が求められることから、これまでも増して健全な財政基盤の確立を図る必要があります。

さらに、本市では、新庁舎建設や広域的な新ごみ処理施設建設など大型プロジェクトの推進を控えている現状において、住民福祉の増進を図るうえで、限りある財源の有効活用と効果的で効率的な組織改善を図ることは当然の責務であるとともに、第五次甲府市総合計画に掲げる都市像の実現のためには、従来以上に社会環境の変化に対応できる柔軟性と即効性を備え、より実効性の高い行政改革を推進していくことが必要不可欠です。

### 4 行政改革の基本姿勢

行財政運営において「最小の経費で最大の効果」という理念以上にふさわしい理念はありません。

今後も一層徹底した経費の削減と自主財源<sup>※11</sup>の確保に努めていきますが、それにより、行政サービスの質の低下をまねかないよう、改革にあたっては、以下のことを基本姿勢として取り組みます。

#### 【最小の経費で最大の効果】

社会環境の変化などにより、きめ細かな行政サービスの提供が求められている現在では、歳出額の増加する要素は大きく、本市の財政状況は、依然厳しい環境下におかれています。そのため、市民ニーズを把握し費用対効果を検証して、効率的、効果的に事業を選択し、集中して取り組まなければ、本市の財政収支はバランスを保つことができません。

職員は、厳しい財政状況を認識し、漫然と業務を行うことなく、職員一丸となって、コスト意識、経営感覚を取り入れた行財政運営を行うため不断の努力を重ねます。

※7 地方分権推進のため国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行った改革。

※8 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金。

※9 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する交付金。

※10 国に集中している権限や財源を地方公共団体に移すことにより、中央集権型の行政システムを地方分権の行政システムに転換すること。自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つこと。

※11 地方公共団体が自主的に収入することができる財源のこと。具体的には、市税、使用料、手数料などをいう。

### 【市民との協働<sup>※12</sup>づくり】

今まさに地方自治体にとっては試練の時です。そのなかで、職員は、原点に立ち、市民のためという使命を再確認して、職務に取り組まなければなりません。職員も地域の一員として、地域に出て、市民としての視点から市役所の仕事を見つめ直し、地域の課題に対し、市民の立場に立って解決し、市民との信頼関係を築いていきます。

また、時代によって行政の目標は変わります。これからは、経済的だけではない広い意味での豊かさ、モノづくりではなく市民との関係づくりの構築を目指して行きます。

### 【セーフティネット<sup>※13</sup>の維持】

高齢化等による扶助費<sup>※14</sup>の増加、景気低迷による税収の減少、権限移譲<sup>※15</sup>による事務量の増加など厳しい環境の下においても、引き続き市民のためのセーフティネットを守ります。

### 【市民本位の行政】

組織の中で仕事を行っているとき、いつの間にか本来の目的や課題を見失ってしまい、目の前の目標を達成する事だけに意識が向かってしまうことが起こりがちです。

本来、行政サービスは、市民の福祉の向上につながっているかという点が最も重要です。職員は、常に本当に市民のためになっているのか、費用対効果を検証し、随時、見直しを行う中でサービスの水準や中味のあり方を考え、市民満足度の高いサービスの提供を実践していきます。

また、市民への説明責任を果たすことは、市民の視点による行政改革の推進に不可欠です。行政改革の具体的な取り組みに関してわかりやすい表現に心がけ、客観的な評価手法を取り入れるなど、市民によりその内容や進捗状況が判断できるシステムを構築していきます。

### 【地域の独自性の育成】

地方分権の流れの中で自治体は、地域の特色を活かしたまちづくりが求められるなど地域間競争の時代に対応していかなければなりません。本市では、市民、事業者等と協働し、地域の独自性の発掘や育成を行い、魅力的な甲府のまちづくりを目指します。

※12 市民、市議会、行政が、それぞれの立場や特性を尊重し合い、自覚と責任を持って相互に補完し地域課題を解決するために協力し合うこと。

※13 社会的・個人的な危機に対応する方策。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

※14 社会保障制度の一環として実施する医療費の助成や各種手当の支給、生活保護費などの福祉給付、福祉施設の運営に要する費用。

※15 市民に身近な行政サービスを、市民に身近な本市で処理できるようにするため、県から各種事務の権限を譲り受けること。

## II 行政改革の進め方

改革の基本目標を着実に推進していくために、次のとおり、取り組みの期間と方法を定めます。

### 1 取り組みの期間

平成22年度（2010年度）から平成24年度（2012年度）までの3年間を取り組み期間とします。

### 2 取り組み方法

改革を計画的かつ着実に推進するため、推進体制を整え進行管理を行います。

#### (1) 推進体制

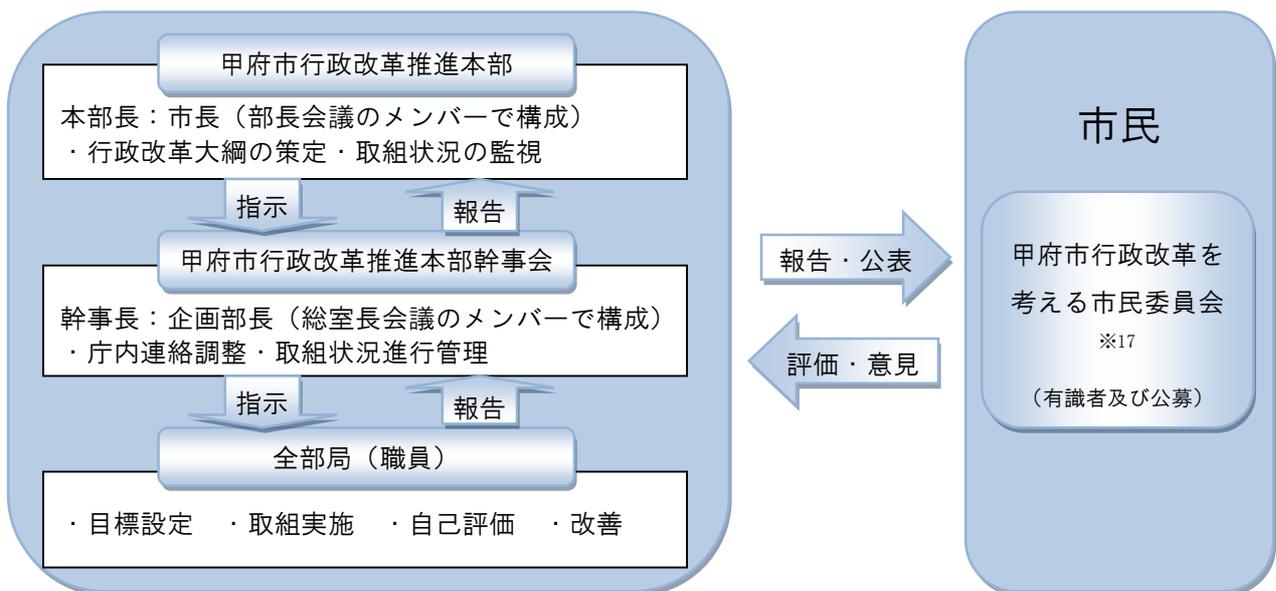
市長を本部長とする「甲府市行政改革推進本部」の下で、職員一人ひとりの創意・工夫を改革に向けて最大限活用できるように、全庁的に改革を推進します。

#### (2) 進行管理

行政改革大綱における基本目標に沿った具体的な取り組み項目については、年度ごとに実績をとりまとめ、「甲府市行政改革を考える市民委員会」の意見を参考にするなど外部の視点を取り入れるとともに、マネジメントサイクル<sup>※16</sup>を有効に活用し、着実に推進していきます。

また、進捗状況等については、随時、市ホームページ等で公表します。

#### (体系図)



※16 計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結びつけることを繰り返す。

※17 行政改革の推進に市民の意見を反映させるため、各界各層の市民を委員として、平成11年8月に設置した。今回の行政改革大綱においても、委員会による提言を踏まえ策定したものである。

### Ⅲ 行政改革の基本目標

本市の行政改革の取り組みとしては、地域の様々な主体の協働による地域づくりを進めていこうとする「市民協働の観点」と、財政状況の改善を図りつつ地方分権に対応した体制を確立するための「行財政改革を中心とした観点」の双方から進めていきます。

地方分権により、国と地方の役割が大きく見直されていくなか、市民協働と行財政改革の双方を適正に推進し、新しい地域運営の仕組みを構築することが極めて重要な目標です。

#### 1 地域力を活かす行政への転換

本格的な地方分権時代を迎え、市民の価値観やニーズの多様化が進むなか、自治体の責務と役割は一層重く、分権にふさわしい地域の様々な活力を活かした自主的で魅力あるまちづくりを目指します。

市民の意見やアイデアを生かして、地域の実情に応じたきめ細かな特色ある行政サービスを展開し、市民自らがまちづくりに参画できる仕組みづくりを行います。

すべての人が役割を持ち、自身の能力を發揮して自己表現できるまちづくり、地域の歴史や文化を共有し、地域社会で就労や交流活動、快適な生活の場が確保される笑顔あふれるまちづくりのため、市民と行政による協働のまちづくりを行う新しい公共の確立に努めます。

##### (1)協働によるまちづくり

甲府に元気を呼び起こし、夢のある未来を切り開いて行くためにも、市民が主役の市政の推進を図っていきます。市民にできることは市民の手による企画・実行を行政が支援するというスタイルで地域の活性化を目指します。

地域力による個性豊かなまちづくりに向けて、地域コミュニティの育成や支援を行うとともに、連携を強化し、地域力向上への環境整備に努めます。

##### (2)職員参加型地域おこし

協働の一翼を担う市民の参画の推進と、組織内の横断的な協働の浸透にあたっては、職員の動向が極めて重要な鍵を握ります。職員一人ひとりの意識により、現場で住民組織やNPO<sup>※18</sup>と接触する機会を設定して、市民との対話の機会を拡大するなかで、協働に必要な職員の能力を、積極的に開発していきます。

※18 法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

職員も地域の一員として、地域に出て、生活者としての市民の希望や願いを職員自らが体感し、市民とともに何ができるかを考え、地域の声を反映した施策づくりや組織内における協働への体制づくりを実践していきます。

## 2 成果を重視し、変化に対し敏感に対応できる行政運営の確立

税収や補助金、交付金などの減少により、行政サービスの質、量が低下していくことが懸念されますが、一方で地域は、地域コミュニティの衰退といった社会的問題、地元企業の活力低下と雇用の減少といった経済的問題に直面しており、行政には、より高度かつ多様なサービスの提供が求められています。

財源の拡大が容易に見込めない中で、これらの課題を解決し、市民サービスの向上を目指すために、政策の優先順位と効率的な資源配分、適正な職員配置と人事管理、職員能力の向上と意識改革などに取り組み、社会環境の変化に対応できる行政運営の確立に努めます。

### (1)市民サービス向上を目指した組織の改革

行政には、地域の特性を踏まえ地域の状況にあったサービスの提供が求められます。また、情報化社会の進展のなかで市民は他の地域の状況や新しい施策を知り得る立場にあり、自身に提供されている行政サービスの評価が可能です。そのため、行政サービスの質の向上を求める市民の声は、行政に対する期待や意識の向上に伴い益々高くなってきます。このような行政需要に柔軟に対応できる組織への転換や組織を有効に機能させる体制を整備していきます。

また、その原動力となる職員については、職員一人ひとりが市民の視点で、市民とともに歩む職員であることはもちろんのこと、画一的ではなく、多様な行政サービスに関する幅広い知識を備える者、非常に専門的な知識が要求される業務に対応できる者など、複雑多様化する行政課題に的確に対応できる人材を育成していきます。

### (2)市民サービス向上を目指した事業の改革

より少ない経費で最大の効果をあげるため、施策や事務事業について、内容や費用対効果などを検証します。社会情勢の変化などにより、その役割を終えたもの、同種の事業、サービスが他に存在するもの、本来行政が関るべきでないものなどについては、市民サービスへの影響に配慮しながら、事業の見直しや終期の設定を行うなどの取り組みを継続して行います。

### **(3)民間活力の活用**

様々な施策や市民サービスを行うためには財源が必要ですが、本市の財源が無限にあるわけではありません。今後の少子高齢化の進展と現在の経済状況の下では、施策を実施するために十分な資金を確保する事は、さらに厳しくなっていくものと考えなければなりません。

このような状況においては、市民の税金が、最も適切に使用され、また効率的に活用されることが重要です。これを実現するために、市が行うべきサービスと、民間が提供可能なサービスを選別し、市が行うサービスについては、市の人材やノウハウを集中的に投資していく一方で、それ以外のサービスについては、民間事業者の人材・ノウハウを積極的に活用していきます。

### **(4)持続的な行政運営を支える財政基盤づくり**

厳しい財政運営を強いられている状況において、財政運営の健全化を維持していくため、効率的・効果的な行政運営による歳出の適正な執行を行います。

また、あわせて自主財源をより安定的に確保していく取り組みが重要であり、市税等の収納率の向上、使用料・手数料の見直し及び未利用財産の有効活用と処分に取り組むとともに、新たな財源の確保を図っていきます。

## IV 具体的取り組み

### 1 地域力を活かす行政への転換

#### (1) 協働によるまちづくり

【取組項目】 1-(1)-1 ボランティア、NPO活動の支援体制の整備 【市民対話課】				
1	概要	市民が安心してボランティア活動に取り組めるよう、各種ボランティア、NPO団体等の育成や活動に関する情報の提供とそのコーディネートシステムの構築を図る。		
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		実施・検証	実施・検証	実施・検証
		甲府市ボランティアセンターの活動を検証し、今後の事業推進のあり方を甲府市社会福祉協議会と協議し、決定する。	決定した活動団体等の育成事業・有効な支援手法等を実施する。実施結果は、検証し、次年度へ反映する。	決定した活動団体等の育成事業・有効な支援手法等を実施する。実施結果は、検証し、次年度へ反映する。
	行政の協働への意識改革及び行政と市民等の中間支援施設である甲府市ボランティアセンターの強化によるコーディネートシステムの構築。	行政の協働への意識改革及び行政と市民等の中間支援施設である甲府市ボランティアセンターの強化によるコーディネートシステムの構築。	行政の協働への意識改革及び行政と市民等の中間支援施設である甲府市ボランティアセンターの強化によるコーディネートシステムの構築。	

【取組項目】 1-(1)-2 市民主体のまちづくりの推進 【市民対話課】				
2	概要	地域の課題を地域で解決する市民主体の地域づくりを推進するため、「甲府市21世紀のまちづくり協議会 <sup>※19</sup> 」の組織等の見直しを行い、さらに、市民と行政との新たな協働によるまちづくりの推進方策について研究を進めながら、地域のまちづくり活動を支援する。		
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		実施・検証	実施・検証	実施・検証
		「甲府市21世紀のまちづくり協議会」と各地区が実施している事業を検証し、今後のまちづくり協働事業に対する推進のあり方を決定する。	平成22年度の検証を踏まえ、事業費助成の内容精査を行いながら、引き続き各地区で実施する協働事業への支援を行う。	平成22年度の検証を踏まえ、事業費助成の内容精査を行いながら、引き続き各地区で実施する協働事業への支援を行う。
	各地区の21世紀のまちづくり計画の推進が図られるよう、独自性のある効果的なまちづくり協働事業の支援。	各地区の21世紀のまちづくり計画の推進が図られるよう、独自性のある効果的なまちづくり協働事業の支援。	各地区の21世紀のまちづくり計画の推進が図られるよう、独自性のある効果的なまちづくり協働事業の支援。	

※19 市内各地区において、それぞれの地域の個性や特性を活かしたまちづくりの将来像(21世紀のまちづくり計画)を具現化するため、地域及び地区21世紀のまちづくり協議会が取り組む各種事業を市内全地区において調整し、行政と市民との役割を明確にしながら効果的な事業の推進が図られることを目的とした協議会。

【取組項目】 1-(1)-3				<b>協働のシステムづくりの推進 【政策課】</b>		
3	取組内容・目標等	概要 タウンミーティング <sup>※20</sup> 、ワークショップ <sup>※21</sup> 、パブリックコメントの実施促進や新たな協働の手法の検討を行う。				
		平成22年度	平成23年度		平成24年度	
		実施・研究	実施・研究		実施	
		タウンミーティング、ワークショップ、パブリックコメントの実施を促進する。 また、甲府市自治基本条例について検証するとともに、新たな協働の手法についても検討を行う。		タウンミーティング、ワークショップ、パブリックコメントの実施を促進する。 また、甲府市自治基本条例について検証するとともに、新たな協働の手法についても検討を行う。		改正甲府市自治基本条例に基づき、協働によるまちづくりを推進する。
タウンミーティング等の実施、甲府市自治基本条例の検証、協働の手法の検討。		タウンミーティング等の実施、甲府市自治基本条例の検証、協働の手法の検討。		協働のシステムづくりの構築。		

【取組項目】 1-(1)-4				<b>教育支援ボランティアの充実 【学校教育課】</b>		
4	取組内容・目標等	概要 小・中学校において児童生徒へのきめ細かな学習支援、障害のある児童生徒への支援及び学校不適応傾向のある児童生徒への支援の一層の充実を図るため、教育ボランティアの支援、体制作りを行う。 (大学生や教員OBなどの教育ボランティアを学校に派遣する。)				
		平成22年度	平成23年度		平成24年度	
		実施・検証	実施		実施	
		事業初年度として、実施とともにその効果を検証し、今後のより良いあり方を決定する。		平成22年度の効果の検証を経て決定した内容で実施する。		平成23年度の効果の検証を経て決定した内容で実施する。
100名登録し、1人10回延べ1,000回の派遣を目標とする。また、児童生徒へのきめ細かな教育環境整備に努める。		平成22年度の効果や実績を検証し、基本的には、人数・派遣回数ともに拡大し、児童生徒へのきめ細かな教育環境整備に努める。		平成23年度の効果や実績を検証し、基本的には、人数・派遣回数ともに拡大し、児童生徒へのきめ細かな教育環境整備に努める。		

【取組項目】 1-(1)-5				地域力による観光地魅力づくりの促進 【観光開発課】		
5	取組内容・目標等	概要 地域自らが魅力づくりを進め、観光客の来訪や滞在を促すため、市民、事業者、行政が協働して観光地の活性化に向け活動する。				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		協議・実施	協議・実施	協議・実施		
		[湯村温泉郷魅力づくり協議会] ・宿泊客増加に結び付くソフト事業を実施する。 ・翌年度事業の検討及び実施決定を行う。 [昇仙峡魅力づくり協議会] ・観光客増加に結び付くソフト事業を実施する。 ・翌年度事業の検討及び実施決定を行う。	[湯村温泉郷魅力づくり協議会] ・宿泊客増加に結び付くソフト事業を実施する。 ・翌年度事業の検討及び実施決定を行う。 [昇仙峡魅力づくり協議会] ・観光客増加に結び付くソフト事業を実施する。 ・翌年度事業の検討及び実施決定を行う。	[湯村温泉郷魅力づくり協議会] ・宿泊客増加に結び付くソフト事業を実施する。 ・翌年度以降地域が自立していくための検討を行う。		
			・観光地の魅力向上と観光地域の活性化を図る。 ・地元が地域全体の視点から取り組む仕組みを作る。	・観光地の魅力向上と観光地域の活性化を図る。 ・地元が地域全体の視点から取り組む仕組みを作る。	・観光地の魅力向上と観光地域の活性化を図る。 ・地元が地域全体の視点から取り組む仕組みを作る。	

【取組項目】 1-(1)-6				自主防災組織の強化と育成 【防災対策課】		
6	取組内容・目標等	概要 地域住民自らの災害に対する備えや防災意識の醸成を促進するとともに、市民と行政の協働に基づく、地域力を活かした自主防災組織の強化、育成に努める。				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		調査・実施	調査・実施	調査・実施		
		①自主防災組織の実態を調査し、災害時に活動できる自主防災組織となるよう指導する。 ②防災講演会等を開催し、地域住民の防災意識の向上を図る。 ③避難所の開設及び初動体制の訓練を実施する。	①自主防災組織の実態を調査し、災害時に活動できる自主防災組織となるよう指導する。 ②防災講演会等を開催し、地域住民の防災意識の向上を図る。 ③訓練内容の充実を図る。 ・避難所運営の体験訓練を実施する。 ・要援護者優先避難の訓練を実施する。 ・被災者擬似体験訓練を実施する。	①自主防災組織の実態を調査し、災害時に活動できる自主防災組織となるよう指導する。 ②訓練内容の充実を図る。 ・避難所運営の体験訓練を実施する。 ・要援護者優先避難の訓練を実施する。 ③各種訓練内容、方法の検証を行う。		
			より多くの市民に自主防災活動の重要性を認識してもらう。また各地域の実態に合った訓練を実施するとともに、訓練内容を充実する。	より多くの市民に自主防災活動の重要性を認識してもらう。また各地域の実態に合った訓練を実施するとともに、訓練内容を充実する。	より多くの市民に自主防災活動の重要性を認識してもらう。また各地域の実態に合った訓練を実施するとともに、訓練内容を充実する。	

【取組項目】  
1-(1)-7

地域力を活かしたまちづくりの促進 【全部局】

概要

各部署の業務の中で協働による取り組みを積極的に行う。  
(市民との協働による事業の実施、市民が主体となった事業への支援等協働によるまちづくりを目指した取り組みを行う)

平成22年度

平成23年度

平成24年度

推 進

【市長室】

甲府市在住の外国人留学生と市内の女性団体の会員を中心とした市民等との協働により、日本や海外の料理を作りながら交流を深める「食の異文化交流会」を開催する。

【企画部】

事業評価(事業仕分け)に多くの市民の参画(評価者・傍聴者)の機会を設け、行政サービスがどうあるべきか市民と一緒に、参加と納得の公共サービス体系を構築する。

【市民生活部】

「第2次こうふ男女共同参画プラン」を推進するために、各地区自治会や各種団体等から推薦された40名の男女共同参画推進委員が、毎月の定例会やフォーラムなどを開催し、主体的に男女共同参画の視点に立った活動を行っている。平成22年度からは、第2期の委員が選出され、甲府市の男女共同参画を更に進めるための取り組みに当たる。

【福祉部】

「いきいきサロン」活動の新たな推進など地域で高齢者を支える仕組みづくりをはじめとして、安全に安心して暮らせるまちづくりを目指す。

【環境部】

地球温暖化を防止するために、市民や業者、NPO及び行政などで組織する甲府市地球温暖化対策地域協議会において、日常生活や事業活動の中で排出される温室効果ガス(CO<sup>2</sup>等)を削減する方策を考え、地域における温暖化対策の普及・啓発に努めるとともに、具体的な実践活動を行う。

【産業部】

①甲府商工会議所、甲府商店街連盟、商店主、大学、その他関係団体等と連携協働する中で、中心市街地活性化基本計画に掲げる事業を中心とした各種商業活性化事業の推進に努める。  
②農産物直売所が開催するイベントへ協力・支援することにより地域の更なる活性化を図る。

【都市建設部】

①街づくり研究会補助制度の活用など、市民主体のまちづくり活動の支援を図る。  
②地域住民等の公園利用者にアダプト制度(自主的な美化活動)による市民と行政が一体となった公園管理について説明し、参加を呼びかけ、市民と行政が協働した公園管理を目指す。

【教育部】

「甲府 きょういくの日(教育・共育・郷育)」推進協議会(仮称)を市民参画(請願団体の代表等)で組織し、事業内容及び啓発等の決定・推進を図る。

【上下水道局】

「21世紀水源保全計画」に基づく活動を通じて、市民との協働による水源保全事業を実施する。

7

取組内容・目標等

## (2)職員参加型地域おこし

【取組項目】 1-(2)-1				地域活性化に関する職員研修の推進 【研修厚生課】		
1	概要	地域活性化に関する研修の充実を図り、職員のまちづくりへの意識、スキルの向上に取り組む。				
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		実施・検討	実施	実施		
		「地域活性化」に関する研修を実施するとともに、市民等と合同で協働を考える研修メニューを検討する。	「地域活性化」に関する研修を継続しつつ、市民等と合同で「協働」を考える研修を実施する。	「地域活性化」に関する研修を継続しつつ、市民等と合同で「協働」を考える研修を実施する。		

【取組項目】 1-(2)-2				地域活動を推進する仕組みづくり 【政策課】		
2	概要	職員の地域活動を支援する体制作りを行う。参加しやすい環境をつくり、職員による地域おこし活動、組織を支援し、市民と行政(職員)が一体となった地域活動の取り組みを推進する。				
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		研究	研究	実施		
		職員が地域の一員として、地域活動へ参加するための環境や支援体制のあり方等について検討する。	職員が地域の一員として、地域活動へ参加するための環境や支援体制のあり方等について検討する。	職員の地域活動を支援し、市民と行政(職員)が一体となった地域活動を推進する。		
	職員の地域活動を支援する体制づくりの検討。	職員の地域活動を支援する体制づくりの検討。	職員の地域活動を推進するしくみづくりの構築。			

【取組項目】 1-(2)-3				地域活動への積極的な参加 【全部局】		
3	概要	職員は、住民組織やボランティア活動などに参加し、地域コミュニティの醸成や地域資源の掘起こしによる地域おこしを行う。				
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		推進	推進	推進		
		地域の諸活動(自治会活動・各種団体活動・ボランティア等)に参加する。	地域の諸活動(自治会活動・各種団体活動・ボランティア等)に参加する。	地域の諸活動(自治会活動・各種団体活動・ボランティア等)に参加する。		
	全職員の参加を目指す。	全職員の参加を目指す。	全職員の参加を目指す。			

## 2 成果を重視し、変化に対し敏感に対応できる行政運営の確立

### (1) 市民サービス向上を目指した組織の改革

【取組項目】 2-(1)-1 新庁舎窓口におけるワンストップサービス※22の導入【庁舎建設総務課】				
1	概要	新庁舎において、各種の申請や届出、証明書の発行など、市民利用の多い窓口については低層階に集約し、歩かせない・迷わせない・待たせないワンストップ窓口サービスを導入する。		
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		構築	検証・再構築	検証・再構築
		平成21年度から検討している、ワンストップサービスについて、総合案内のあり方、ゾーニング(配置計画)、ITシステムについての最終検討を行い、システムを構築する。	平成25年度の新庁舎における業務開始に向け、組織変更、IT化の進捗状況等を勘案する中で、平成22年度に構築したワンストップサービスのシステムについて、検証し再構築を行う。	平成25年度の新庁舎における業務開始に向け、組織変更、IT化の進捗状況等を勘案する中で、平成22年度に構築したワンストップサービスのシステムについて、検証し再構築を行う。

【取組項目】 2-(1)-2 市ホームページのリニューアル【広報課】				
2	概要	情報化社会が進展する中で、インターネットを活用した情報発信の重要性はより一層高まっている。発信情報の充実を図り、市民サービスの向上に努めるため、ホームページのリニューアルに取り組む。		
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討	実施	維持管理
		より見易く、扱い易いサイトの構築に向け、コンサルタントを導入する中で、次期サイトの設計及び仕様書を作成する。	平成22年度に策定した設計及び仕様書に基づき、ホームページをリニューアルする。	ホームページリニューアル以降、アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮した維持管理に努めていく。
		次期サイトの設計、仕様書の作成。	ホームページのリニューアル。	アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮したページの維持管理。

※22 申請・届出等手続に際し、複数箇所又は複数回にわたって行政機関を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、その箇所又は回数の減少を進め、究極的には1箇所又は1回の申請・届出等手続により、各種の行政サービスの提供を受けることができるようにすること。

【取組項目】 2-(1)-3				研修制度の充実【研修厚生課】		
3	概要	本市人材育成の基本として位置付けている「自己啓発」について、支援方法の見直しを進め、自主研修制度の充実を図る。				
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		検討	実施	実施		
		自己啓発に係る個人及びグループへの支援方法の見直しを進め、自主研修制度の活性化方法を検討する。	政策提言を視野に入れた、個人及びグループによる自主研修を支援する。	政策提言を視野に入れた、個人及びグループによる自主研修を支援する。		
	自主研修の活性化方法を検討する。	政策提言を活動の成果とする。	政策提言を活動の成果とする。			

【取組項目】 2-(1)-4				簡素で効率的な組織体制への見直し【人事課】		
4	概要	組織の簡素・効率化や事務事業の見直しなどにより、迅速な対応が図れる職員配置・組織体制を整備する。				
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		実施	検証・研究	検証・研究		
		平成23年度から平成27年度における新たな職員定数計画を策定するとともに、新たな行政需要に対応するための組織改革を行う。	職員定数計画の検証と新庁舎での新たな事務スペースを踏まえ、市民サービス向上に向けた組織、レイアウトの調査研究を行う。	新たな行政需要への対応した組織の構築及び新庁舎における市民目線での組織、レイアウトを確立させる。		
	簡素で効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織の構築を図る。	簡素で効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織の構築を図る。	簡素で効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織の構築を図る。			

## (2) 市民サービス向上を目指した事業の改革

【取組項目】 2-(2)-1 事業仕分け※23 実施・手法の活用 【行政改革推進課】				
1	概要	事業仕分けを実施し、市民参加による事業評価の効果を検証し、新たな評価制度の研究、開発を行う。		
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		実施・検証	実施・検証	実施・検証
		事業仕分け(50事業)を実施し、平成21年度の結果を含めて総括する。	平成22年度の総括結果から最適な評価手法を模索し、新たな外部評価制度を構築する。	平成23年度に決定した評価手法による外部評価を実施する。評価手法は検証し、改善点は次年度へ反映していく。
	市民目線による行政サービスの再構築、職員の意識改革、市民参加の仕組みを構築する。	市民目線による行政サービスの再構築、職員の意識改革、市民参加の仕組みを構築する。	市民目線による行政サービスの再構築、職員の意識改革、市民参加の仕組みを構築する。	

【取組項目】 2-(2)-2 収集業務の効率化と環境美化の推進 【収集課】				
2	概要	市内における約4,500箇所の燃えるごみ集積所の場所・排出量・排出状況などを実態調査し、費用対効果を検証する中で、市民サービスへの影響や環境美化に配慮しながら、集積場や収集ルートの見直しなどの収集業務の効率化に取り組む。		
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		調査	検討	実施・検証
		市内全ての燃えるごみの集積所の実態調査を実施する。	平成22年度に実態調査により整備した集積所台帳を基に、環境美化に配慮し、収集効率の向上を再検討する。	新たな収集体制により収集を試行し、その成果を検証する。
	ごみ集積所台帳の作成。	新たな収集業務体制の検討。	収集効率の向上。	

※23 公募市民、他自治体職員などにより、公開の場で財源や法的な制約などを一切考慮せず、事業そのものの目的、内容、コストをもとに、その必要性や改善の余地、本来の実施主体はどこなのか議論し、整理する手法。

(3)民間活力の活用

<b>【取組項目】</b> 2-(3)-1 <b>指定管理者制度の活用 【全部局】</b>				
1	<b>概要</b> 各部署所管の公の施設について各施設の設置目的などを勘案しながら管理のあり方を検討し、課題を整理して、積極的に指定管理者制度の導入を進める。導入施設においてはサービス水準向上のため、モニタリング※24の充実に取り組む。	平成22年度	平成23年度	
		推 進		平成24年度
1	<b>取組内容・目標等</b> <b>【市民生活部】</b> 利用者満足度調査(アンケート)の結果を踏まえ、各指定管理者と直接協議し、サービスの向上に反映する。 <b>【福祉部】</b> 指定管理者提案事業をはじめ、サービス向上に資する取り組みの推進を着実に図れるよう指定業務の評価、検証を随時行うとともに、必要に応じて的確な指導を実施する。 <b>【環境部】</b> 「甲府市リサイクルプラザ」のモニタリング・意見交換を強化する。 <b>【産業部】</b> (H22) 導入済み施設においてサービス水準向上のためアンケート調査などを行うことによりモニタリングの充実に取り組む。 (H23) 中央卸売市場の施設管理等に指定管理者制度を導入する。 <b>【都市建設部】</b> (H22) 甲府駅北口公共施設の指定管理者制度導入に向け準備を行う。 (H23) 甲府駅北口公共施設へ指定管理者制度を導入する。 (H24) モニタリング・意見交換を強化する。 <b>【教育部】</b> ①甲府駅北口に移築後の藤村記念館について、平成23年度指定管理者制度導入に向け準備を行う。 ②甲府市総合市民会館及び各公民館等を取巻くさまざまな課題を検証し、計画的な施設改修を進める中で教育機関としての設置目的に即した指定管理者導入に向け、調査研究・環境整備に努める。 ③導入済み施設(緑が丘スポーツ公園・青葉スポーツ広場・東下条スポーツ広場)のモニタリングを行い、ニーズを把握しながらサービスの向上に努める。			
<b>【取組項目】</b> 2-(3)-2 <b>民間委託化の推進 【全部局】</b>				
2	<b>概要</b> 各部署所管の業務について、目的などを勘案しながら業務のあり方を検討し、課題を整理して、委託化により一層のサービスの向上や業務の効率化が図られるもの、地域の活力を活かしていけるものなどについては、積極的に民間委託化を推進する。	平成22年度	平成23年度	
		推 進		平成24年度
2	<b>取組内容・目標等</b> <b>【環境部】</b> (H22～) 可燃ごみ収集業務の民間委託を拡大する。削減額27,936千円。 <b>【教育部】</b> (H22～) 大里小学校給食調理業務を民間へ委託する。(平成21年度対比で正規職員2名・嘱託職員5名、臨時職員3名減員予定) (H24～) 大里小学校に加え、給食室の施設整備が整った小学校から給食調理業務を民間へ委託する。(平成21年度対比で正規職員数名、嘱託職員30名程度減員予定) <b>【上下水道局】</b> (H22～H24) 営業部門委託業務を拡大する。削減額3,100千円。 (H23～H24) 浄化センター包括委託業務を拡大する。 (H24) 浄水監視業務委託を一部実施する。			

※24 市が指定管理者から提供される公共サービスの水準を監視、点検、評価すること。

#### (4) 持続的な行政運営を支える財政基盤づくり

【取組項目】 2-(4)-1				<b>財政の健全化の維持【財政課】</b>		
1	概要	限りある財源を有効に活用していくため、選択と集中を徹底し、市民ニーズが高い分野に投資を重点化するとともに、行政サービスの水準と負担について、市民の納得を得ながら適正化を図り、将来にわたって、行政サービスの水準を維持・向上させる財政運営を行う。また、将来的には、国や県に依存することなく、自立的な行政経営が行える健全な財政基盤の確立を目指す。				
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		推進	推進	推進		
		①平成22年度の実質公債費比率は、14.3%を目標とする。 ②平成22年度の将来負担比率は、84.5%を目標とする。 ③経常事業経費について、執行方法の見直しによる削減を図る。 ④企業会計繰出金の削減を図る。	①平成23年度の実質公債費比率は、13.8%を目標とする。 ②平成23年度の将来負担比率は、88.7%を目標とする。 ③経常事業経費について、執行方法の見直しによる削減を図る。 ④企業会計繰出金の削減を図る。	①平成24年度の実質公債費比率は、13.7%を目標とする。 ②平成24年度の将来負担比率は、97.1%を目標とする。 ③経常事業経費について、執行方法の見直しによる削減を図る。 ④企業会計繰出金の削減を図る。		

【取組項目】 2-(4)-2				<b>市税等の収納率の向上【全部局】</b>			
2	概要	市税や税外収入について、目標収納率を設定し、それぞれの実状に応じた徴収強化策等の取り組みを行う。					
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度			
		推 進					
		<p>【市民生活部】 国民健康保険料の収納率の目標は、21年度対比0.8%の向上とする。目標実現のため以下の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な資格証、短期証の交付を行う。</li> <li>・年間計画に基づいた、夜間電話催告、休日臨戸の実施する。</li> <li>・社保加入者の資格切替手続きの早期実施による調定の適正化を行う。</li> <li>・高額滞納者への呼出状の送付、さらにその後の反応に応じた、訪問を行う。</li> <li>・財産調査・差押えまでの一貫した滞納整理を実施する。</li> </ul> <p>【税務部】 市税収納率向上のため、電話催告及び臨戸徴収を強化すると共に、差押と換価の厳格化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H22収納率（前年度決算収納率の1%増）</li> <li>・H23収納率（前年度決算収納率の1%増）</li> <li>・H24収納率（前年度決算収納率の1%増）</li> </ul> <p>【福祉部】 口座振替収納の促進を図るとともに徴収体制を充実するほか、徴収方法の見直しを行う中で、保育料等の一層の収納率向上を目指す。</p> <p>【産業部】 農業集落排水使用料に係る収納において、滞納者の更なる情報収集等を行い収納率100%を目指す。</p> <p>【都市建設部】 (墓地使用料) H22目標収納率は、現年度分97%、滞納繰越分17%。徴収強化のため積極的な臨戸徴収及び催告状の発送、並びに所在不明者については、使用墓地に盆・彼岸等の墓参関係者に対する、連絡願いのお知らせ表示を行う。 (住宅使用料) 滞納初期での徴収強化を図るため、催告書の発送、電話催告、訪問納付指導を徹底し、H22目標収納率を現年分97%、滞納繰越分10%とする。 (道路占用料及び法定外公共物占用料) H22収納率目標100%。現年度に調定した占用料は、平成18年度以降100%収納できているので、引続き占用を許可する時点で納付の確認を徹底する。平成17年度以前に調定した7件の滞納繰越については、占用者に納付の指導を行い全額納付を目標とする。 (アーバン駐車使用料) 平成20年度以前に調定した3件の滞納繰越分については、使用者等への納付指導を継続し、全額納付を目標とする。 (新都市用地駐車場使用料) 滞納繰越はないため、納付指導を継続しながら、H22収納率100%を維持する。</p> <p>【上下水道局】 (H22～H24) 徴収業務の包括法人委託を実施する。(H22～H24) 下水道への接続促進。 (H23～H24) クレジットカード決済を実施する。 目標収納率 ・水道料金:H22(91.2%) H23(91.4%) H24(91.6%) ・下水道使用料H22(88.6%) H23(88.8%) H24(89%)</p>					

【取組項目】 2-(4)-3				第三セクターの経営健全化【行政改革推進課】		
3	概要	第三セクターのうち出資比率が25%以上の法人、または財政的支援を行っている法人のうち市職員を派遣している法人(関与法人)については、取り巻く環境の変化等を踏まえ、「関与法人自立促進基準」※25に基づき自立的経営の促進を図る。				
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		推進	推進	推進		
		担当課と協議する中で、経営状況や社会情勢の変化に応じた市からの自立支援のあり方を検討する。	担当課と協議する中で、経営状況や社会情勢の変化に応じた市からの自立支援のあり方を検討する。	検討結果を「関与法人自立促進基準」に反映し、関与法人の自立的経営の促進を図る。		

【取組項目】 2-(4)-4				公営企業※26経営健全化【市立甲府病院、産業部、上下水道局】		
4	概要	厳しい財政状況の中、安定したサービスを提供するため、さらなる経営改革を推進する。				
	取組内容・目標等	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		推 進				
【市立甲府病院】						
		総務省の公立病院改革ガイドラインに沿った「市立甲府病院の経営改革」について、外部の有識者で構成する経営協議会から提言を受けた。この提言のなかで示された「医療機関として果たすべき役割」(医療面)と「健全な経営基盤の確立への方策」(財務面)について、具体的な取組みを院内に設置された改革推進会議の効率化部会で協議して、職員一人ひとりが経営に対する意識を持ちながら各種の策を実施し、健全な財務体質に転換する。				
		【産業部(甲府市中央卸売市場)】				
		甲府市中央卸売市場は、平成21年8月に策定した「市場見直し計画」に基づき、平成23年4月から地方卸売市場へ転換し、指定管理者の導入を図る。 また、施設整備については、国の「第9次卸売市場整備計画」に位置付け整備を行う中で、民間活力を活用し、観光客等を対象とした賑わいある市場づくりを進める。				
		【上下水道局】				
		「公営企業経営健全化計画」及び「甲府市上下水道事業経営計画2008」の推進により経営の健全化を図る。 (H22～H24) 経営に関する第三者機関を設置し、経営全般にわたる新たな課題への対応、各種事業計画の策定や見直しなどについて、専門的かつ幅広い意見を反映する。 (H23～H24) 料金・使用料については、水需要構造の変化を踏まえながら、使用者や経営に与える影響、負担の公平性を考慮して、水準及び体系について検討する。なお、平成21年度の改定では中道地区に激変緩和措置を講じ、算定期間最終年度においても格差が残っていることから、是正を図っていく。				

※25 第三セクターのための基本的な基準。事業の効率化や市の関与の見直しなどに取り組む。

<b>【取組項目】</b>				
2-(4)-5		<b>使用料及び手数料の見直し【企画総務課】</b>		
<b>概要</b>	市民サービスにおける負担の公平性の観点から、サービスに係るコストや公費負担と受益者負担の適正な割合等を総合的に勘案し、使用料及び手数料の見直しを行う。			
5	<b>取組内容・目標等</b>	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		調査・研究	調査・研究	実施
		社会経済状況、国・県や他都市の動向を把握する。	社会経済状況、国・県や他都市の動向を把握する。	時代の変化等を踏まえて、適正な受益者負担を確保するため、使用料手数料の額の見直しを行う。
		市場化テストにおける民間企業との競争や、受益者負担のあり方などの調査研究を行い、平成24年度に見直しを行う。	市場化テストにおける民間企業との競争や、受益者負担のあり方などの調査研究を行い、平成24年度に見直しを行う。	市場化テストにおける民間企業との競争や、受益者負担のあり方などの調査研究を行い、平成24年度に見直しを行う。

<b>【取組項目】</b>				
2-(4)-6		<b>市有資産の有効活用【全部局】</b>		
<b>概要</b>	自主財源確保のため、未利用市有地については、積極的な売却を進めるとともに、一時貸付など活用を促進する。また、広告事業の拡充に取り組み、広告収入の確保を図る。			
6	<b>取組内容・目標等</b>	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		推 進		
		<p><b>【総務部】</b> 市有財産の売払いについては、住宅等居住用に適する4物件を積極的に売却していくとともに、今後売却可能となったものについても速やかに売却を進める。また、貸付についても有償化の推進を図る。</p> <p><b>【産業部】</b> 未活用の市場用地については、売却を基本とした市場資産の有効活用を図り、市場会計の経営健全化を促進する。</p> <p><b>【都市建設部】</b> 機能を喪失した法定外公共物の売却に向けた指導を行う。(H22)指導件数60件。機能を喪失した法定外公共物について、隣接土地所有者に対し、土地の払い下げ申請を行うように指導し、法定外公共物の時効取得の防止、売払い収入の増加、固定資産税収入の増加につなげる。</p> <p><b>【庁舎建設部】</b> 市有林財の新庁舎への有効活用を行う。 新庁舎において、奥御岳市有林財を床フローリング、家具、壁面、パーテーション、ウッドデッキ等に有効活用する。(H22)天然林の伐木。(H23)天然林財の集材、運搬、製材、人工林財の伐木。(H24)天然林財の加工、人工林財の運搬、製材、加工。</p> <p><b>【教育部】</b> 広告掲載を検討する。 ・給食献立表 小学校 約104,500部(約9,500部×11回)、中学校 約53,900部(約4,900部×11回) ・入学通知書 小学校 約1,700部×1回、中学校 約1,800部×1回</p>		

## V 資料

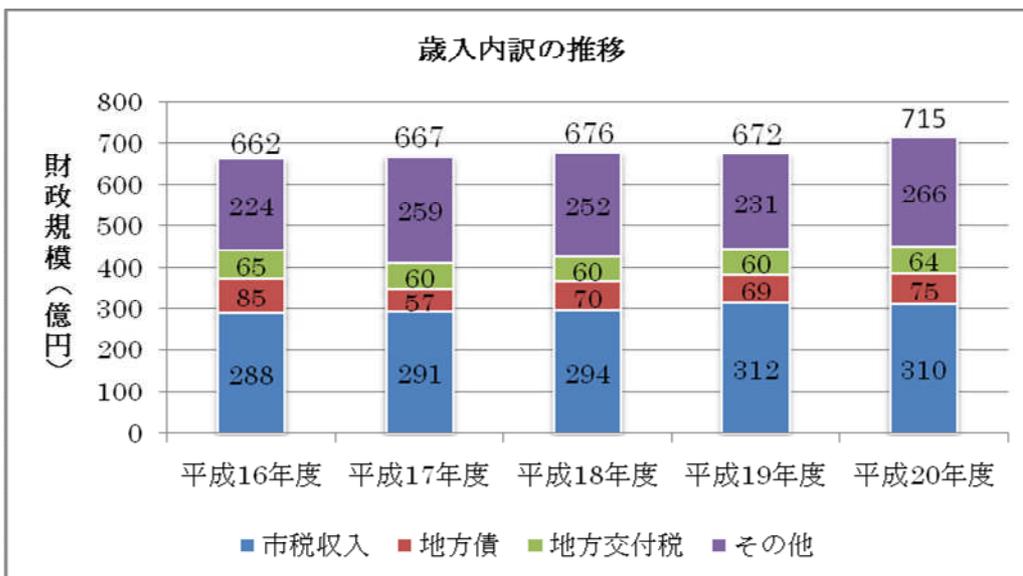
### 1 甲府市の財政状況

#### (1) 歳入

市が自ら集めるもの、その代表が市税です。分担金・負担金・手数料は、市の事業によって利益を受ける者や、サービスの相手から料金として支払ってもらうものです。保育園の保育料や戸籍謄本交付の手数料などです。このように市が自らの権限で調達できるものを自主財源といいます。平成20年度決算における本市の自主財源は約54%です。

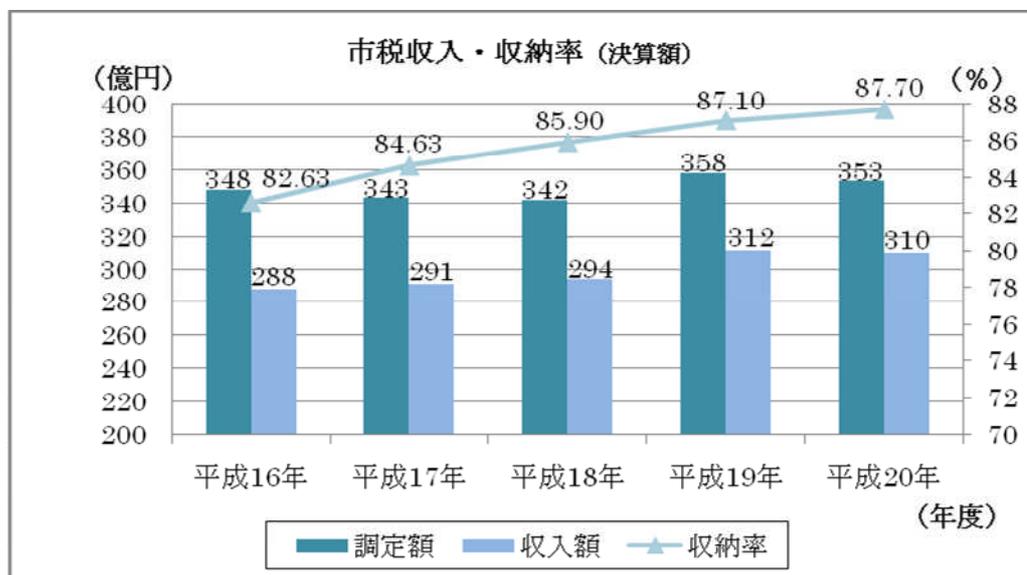
このほかに、国や県から配分を受けるお金もたくさんあります。地方交付税と地方譲与税は、国税として徴収した金額の一定割合を地方公共団体に配分するものです。地方譲与税の場合は、人口や道路の延長などに応じて配分されます。地方交付税は、税収の少ない地方公共団体に多く配分されます。地方消費税交付金は、消費税の一定割合を市町村に配分するもので、配分の基準は人口などです。これらの収入は、国や県が集めてくれる間接的な市税と言えます。市は自分が集める市税と同じように自由に使えます。このほか、地方債は、市が借りる借入金です。

#### ① 歳入内訳の推移



## ② 市税の収納率の推移

納税指導の強化や口座振替の推進などの取り組みにより、収納率は増加しています。



## (2) 歳出

ここ数年の一般会計歳出予算の総額は650億円から670億円です。単純に市民の数で割ると、市民一人当たり約34万円となります。金額で見ると民生費がもっとも大きく、全体の約3割が福祉関係予算です。次に衛生費、総務費、教育費が大きく、借金返済額である公債費<sup>※27</sup>も1割を超えています。

また、一般会計のほか国民健康保険、介護保険などの特別会計<sup>※28</sup>、病院などの企業会計<sup>※29</sup>があり、それらの合計は、約800億円であります。

### ① 義務的経費の推移

歳出を性質別に分けて見ます。人件費は職員給与費などです。平成20年度決算では、約17.1%です。扶助費は、社会福祉として生活困窮者や高齢者などを支援するために給付される経費で17.6%、公債費は12.1%です。

この三つは、決められたルールどおりに支出しなければならない経費であり、簡単には削減できない経費です。これらを義務的経費といいます。

※27 地方公共団体が発行した地方債(借入金)の毎年度の返済(元金、利子等)に要する経費。

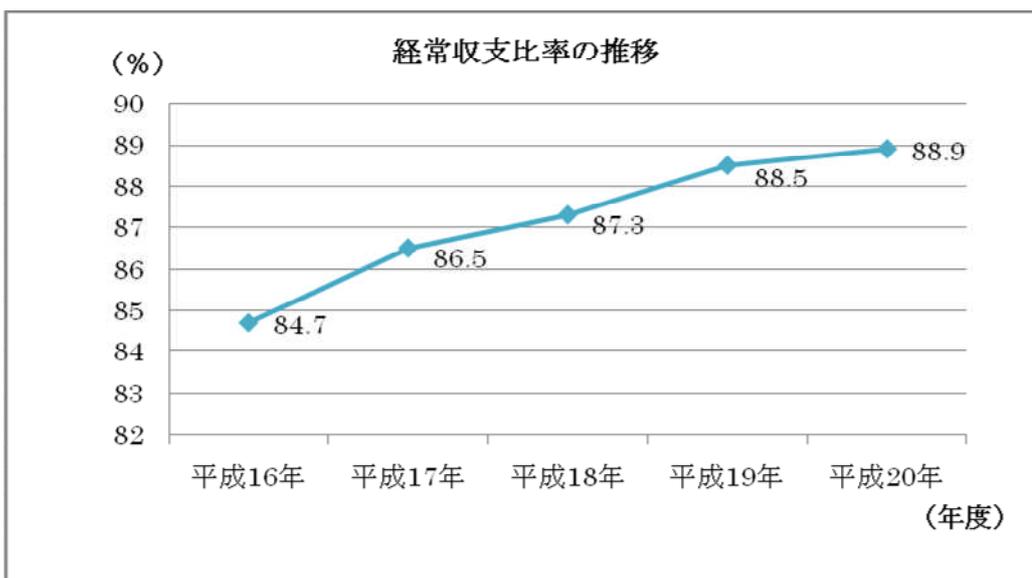
※28 国民健康保険や介護保険など特定の事業を行うため、一般会計と区分して経理するための会計。

※29 水道事業や病院事業など、企業的な性格を持った事業を経理する会計のこと。



② 経常収支比率の推移

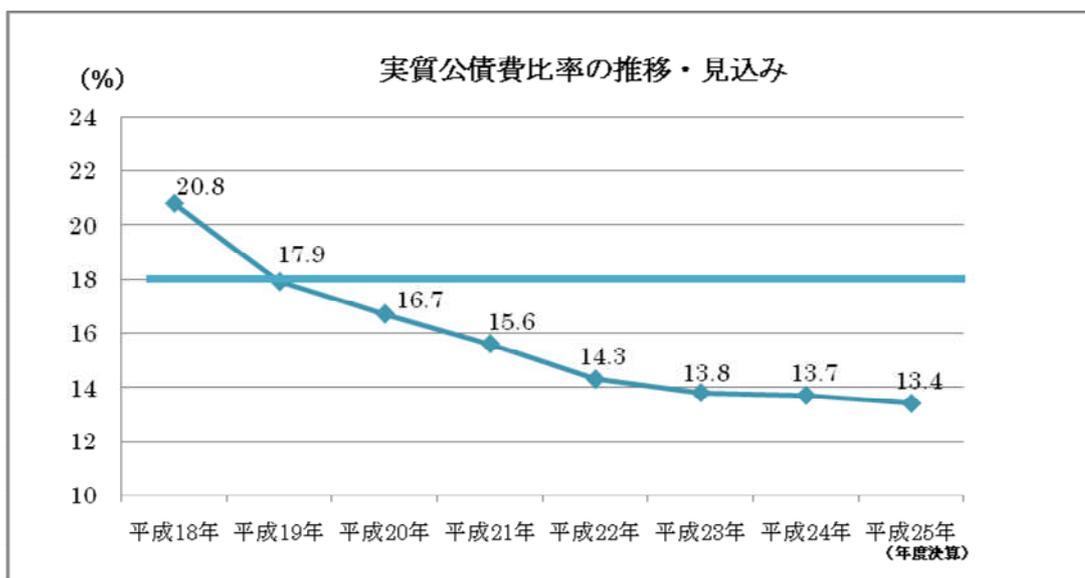
経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入のある経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出のある経費にどの程度使われているかを表します。つまり、経常収支比率が高いということは、人件費、扶助費、公債費などのほかに使える財源に余裕がないことになり、財政構造の弾力性が低いこととなります。都市部では、概ね75～80%が通常とされますが、本市の平成20年度決算の比率は88.9%であり、財政の硬直化が進んでいると言えます。



### ③ 実質公債費比率の推移

平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律<sup>※30</sup>」で住民への公表が義務づけられた指標の一つである実質公債費比率は、借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。早期健全化<sup>※31</sup>基準は25%、財政再生<sup>※32</sup>基準は35%です。本市の平成18年から20年度の3か年平均値は16.7%であり、早期健全化基準値を下回っています。また、18%を超えると地方債の発行に国の許可が必要になります。

なお、特別会計、公営企業会計も含むすべての会計や一部事務組合などにおいて、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率は、平成20年度決算では108.7%であり、早期健全化基準は350%です。この他に、実質赤字比率<sup>※33</sup>、連結実質赤字比率<sup>※34</sup>の指標がありますが、本市ではこれらすべての指標が基準値を下回っており、財政の健全化が維持されています。



※30 地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政悪化した地方公共団体の再建を図るため、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックする仕組みなどを規定した法律。

※31 (早期健全化団体)財政再建の計画策定と個別外部監査が義務づけられる。より多くの歳出削減や歳入の増加策を講じる必要があり、これまでどおりの市民サービスの提供ができなくなる。

※32 (財政再生団体)事実上、国の管理下での財政再生が必要となり、市の独自事業などが行えなくなる。

※33 地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示す。

※34 公営企業会計を含むすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の健全度を示す。